じゅう よう じ こう せつ めい 重 要 事 項 説 明 ほうもんかい ご 訪問介護

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定 ほうもんかいご まえ しいけっ まえ しい でいけっ まえ しまる まま しまる でいけっ まえ しまる でいけっ まえ しまる でいけっ まえ しまる でいけっ いただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の じぎょう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゅん へいせい ねんおおさかし 事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成25年大阪市 じょうれいだい ごう きてい もと していほうもんかいご ていきょう 条例第26号)」の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供 けいやくていけつ さい ちゅうい 契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するもの です。

していほうもんかいご ていきょう じぎょうしゃ 1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

じ ぎょう しゃ めい しょう	いりょうほうじん な はなかい 医療法人 菜の花会
だい ひょう しゃ し めい 代表 者氏名	りじちょう やまでら しんいち 理事長 山寺 慎一
本社所在地	おおさか ふ おおさか し いく の く かつやまきた 大阪府大阪市生野区勝山北
th bs t te およ (連絡先及び	に ちょう め
でん わ ばん ごう とう電 話番号等)	^{な はな} 菜の花ヘルパーステーション
	でんわばんごう 電話番号 06-6716-7087
	ファックス番号 06-6716-7088
ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日	aん がっ にち 1992年12月1日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所につい て
- じぎょうしょ しょざいちとう (1) 事業所の所在地等

事業所名称	菜の花ヘルパーステーション
かいだっぽけんしてい	まぉさかししていじぎょうしゃばんごう 大阪市指定事業者番号
じ ぎょう しゃ ばん ごう	2772207581
事業所所在地	おおさか しいくの くかつやまきたいちちょうめ ばん ごう大阪市生野区勝山北一 丁 目9番7号
nh is to the 进 格 先	でんわ TEL 06-6716-7077 F A X 06-6716-7078
そうだんたんとうしゃめい相談担当者名	かんりしゃ すぎもと かょこ (管理者) 杉本 佳代子
じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常の じぎょう じっしちいき 事業の実施地域	## たいくのく てんのうじく 大阪市生野区 天王寺区

じぎょう もくてきおよ うんえい ほうしん (2)事業の目的及び運営の方針

じぎょう もくてき	な はな じっし
事業の目的	菜の花へルパーステーションにおいて実施する
	していほうもんかいごじぎょう えんかつ うんえいかんり はか 指定訪問介護事業の円滑な運営管理を図ると
	りょうしゃ いしおよ じんかく そんちょう りょうともに、利用者の意思及び人格を尊 重 し、利用
	しゃ たちば た てきせつ していほうもんかいご ていきょう 者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供
	^{かくほ} を確保することを目的とする。
ラんえい ほうしん 運営の方針	りょうしゃ かのう かぎ きょたく 1. 利用者が可能な限りその居宅において、その
	ゅう のうりょく おう じりつ にちじょうせいかつ いとな 有する能力に応じ自立した日常生活を営む
	ことができるよう配慮し、身体介護その他の
	せいかつぜんぱん えんじょ おこな 生活全般にわたる援助を行う。
	ひつよう とき ひつよう ほうもんかいご ていきょう できる 必要な時に必要な訪問介護の提供が出来
	るよう努める。

運営の方針	りょうしゃ ようかいごじょうたい けいげん あっか ぼうしる. 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止にして もくひょう せってい けいかくてき おこな 資するよう、目標を設定し、計画的に行い、 つね りょうしゃ たちば た ていきょう つと 常に利用者の立場に立ったサービス提供に努
	める。 りょうしゃ しょざい しちょうそん きょたくかいご しえんじ 4. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事ぎょうしゃ ざいたくかいごしえん ちいきほうかっしえん 業者、在宅介護支援センター、地域包括支援セ
	ンター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携
	に努める。 5.「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、 サっびおよう うんえい かん きじゅんとう さだ じょうれい ひよ ひ運営に関する基準等を定める条例」
	へいせい ねん がつ にちぉぉさかしじょうれいだい ごう さだ (平成25年3月4日大阪市条例第26号) に定める ないよう じゅんしゅ じぎょう じっし 内容を遵守し、事業を実施する。

じぎょうしょまどぐち えいぎょう び およ えいぎょう じ かん(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

えい ぎょう び 営 業 日	げつようび きんようび 月曜日~金曜日 しゅくじつ がつ にち がつ にち やす (祝日、12月29日~1月3日は休み)
えいぎょう じかん 営業時間	デザル じ ご ご じ ぷん 午前9時~午後5時30分

ていきょうかのう ひ じかんたい (4)サービス 提 供 可能な日と時間帯

せービス 提 供 日	^{つうねん} 通年
サービス 提 供 時間	ごぜん じ ご ご じ 午前7時~午後10時

じぎょうしょ しょくいんたいせい (5)事業所の職員体制

かんりしゃ かんりしゃ すぎもと か よ こ 管理者 杉本 佳代子

Lょく 職		しょく む ない よう 職 務 内 容	^{じんいんすう} 人員数
	1	じゅうぎょうしゃおよ ぎょう む かんり いちげんてき 従業者及び業務の管理を、一元的に	じょうきん 常勤
管がんり		った。 行います。	1名
者は	2	じゅうぎょうしゃ ほうれいとう きてい じゅんしゅ	
		ため必要な指揮命令を行います。	
	1	訪問介護計画の作成並びに利用者等への	
		説明を行い同意を得ます。利用者への訪問かいごけいかくこうふ	
		介護計画を交付します。 してい ほうもん かいご じっし じょうきょう はあく およ	じょうきん
	2	指定訪問介護の実施状況の把握及び	常勤
		訪問介護計画の変更を行います。	3名 いじょう
サー	3	指定訪問介護の利用の申込みに係る	以上
サービス		調 整 を 行 います。 ほうもんかいごいんとう たい ぎじゅつしどうとう	(内1名
提い	4	訪問介護員等に対する技術指導等のサー	かんりしゃけんむ 管理者兼務)
供貴		ビスの内容の管理を 行 います。 りょうしゃ じょうたい へんか かん	ひじょうきん
任に	5	利用者の状態の変化やサービスに関する	非常勤
者。		意向を定期的に把握します。 たんとうしゃかいぎ しゅっせきとう	0名
	6	サービス担当者会議への出席等により、	
	_	居宅介護支援事業者と連携を図ります。	
	7	訪問介護員等に対し、具体的な援助目標	
		及び援助内容を指示するとともに、利用者	
		の 状 況 についての情報を伝達します。	

	8	ほうもんかいごいんとう ぎょうむ じっしじょうきょう はあく訪問介護員等の業務の実施状況を把握	
サービス		します。 ほうもんかいごいんとう のうりょく きぼう ふ	
ビフ	9		
提い		業務管理を実施します。	
供きょうは	10	まうもんかい ごいんとう たい けんしゅう ぎじゅつ しどう 訪問介護員等に対する研修、技術指導	
責 ^{せきに} ん		とう じっし 等を実施します。	
者。	11	た その他サービス内容の管理について必要な	
		_{ぎょうむ じっし} 業 務を実施します 。	
	1	ほうもんかいごけいかく もと していほうもんかいご 訪問介護計画に基づき、指定訪問介護のサ	
		ービスを 提 供 します。	じょうきん
	2		常勤
訪 ^ほ うもん		ていきょうせきにんしゃ ほうこく について、サービス提供責任者に報告を	0名
介於		_{おこな} 行 います。	ひじょうきん
護員	3	サービス 提供 責任者から、利用者の	非常勤
		_{じょうきょう} 状 況 についての情報伝達を受けます。	6名
	4	せービス提供責任者が行う研修、技	以上
		じゅつ しどうとう う 術 指導等を受けます。	

- ていきょう ないようおよ ひょう 3 提供するサービスの内容及び費用について
- ていきょう (1) 提供するサービスの内容について

	くぶん しゅるい	ない よう
	ズ区分と種類	サービスの内容
	いごけいかく }護計画の	りょうしゃ かかわ きょたくかいご しえん じぎょうしゃ 利用者に係る居宅介護支援事業者が
	さくせい 作成	たくせい きょたく けいかく 作成した居宅サービス計画(ケアプラ
		*と りょうしゃ いこう しんしん ン)に基づき、利用者の意向や心身の
		ぱょうきょうとう おこな えんじょ 状 況 等のアセスメントを 行 い、援助
		の目標に応じて具体的なサービス内容
		を定めた訪問介護計画を作成します。
	しょくじかいじょ 食事介助	しょくじ かいじょ おこな 食事の介助を行います。
	にゅうよくかいじょ 入浴介助	にゅうょく ぜんしんょく ぶぶんよく かいじょ せいしき 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭
		しんたい ふ せんぱつ おこな (身体を拭く)、洗髪などを 行 います。
	排泄介助	はいせつ かいじょ こうかん おこな 排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門	いし しじ もと てきせつ えいょうりょうおよ 医師の指示に基づき、適切な栄養量及
	re はいりょ 的 配 慮 を も	び内容を有する特別食(腎臓食、
身体	って流う	かんぞうしょく とうにょうしょく いかいょうしょく 肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、
かいご	_{ちょうり} 調理	ひんけつしょく すいぞうしょく こう し けっしょうしょく 貧血食、膵臓食、高脂血症食、
		つうふうしょく えんげこんなんしゃ りゅうどうしょく 痛風食、嚥下困難者のための流動食
		^{とう ちょうり おこな} 等)の調理を 行 います。
	こういかいじょ 更衣介助	うゎぎ したぎ こうぃ かいじょ ぉこな 上着、下着の更衣の介助を 行 います。
	しんたいせいよう 身体整容	におじょうてき こうい しんたいせいよう おこな 日常的な行為としての身体整容を行
		います。
	たいいへんかん 体位変換	たいいこうかん おこな
		す。

移動 · 移乗	ヒつない いどう くるま いじょう かいじょ 室内の移動、車いすへの移乗の介助を
かいじょ 介助	^{おこな} 行 います。
ふくやくかいじょ 服薬介助	はいざい くすり かくにん ふくやく てつだ 配剤された薬の確認、服薬のお手伝
	ふくゃく かくにん おこな い、服薬の確認を 行 います。
き しょう・しゅうしん 起 床・就 寝	^{ゅうどう} ベッドへの誘導、ベッドからの起き上が
かいじょ 介助	かいじょ ぉこな りの介助を 行 います。
じりつせいかつし 自立生活支	Oベッド 上 からポータブルトイレ等(い
ぇん 援のための見	りょうしゃ いじょう さい てんとうとう す)へ利用者が移乗する際に、転倒等の
まも てきえんじょ	ょうしったい そうしょう おう かいじょ 防止のため付き添い、必要に応じて介助
あんぜん かくほ	_{ぉニな} を行います。
じょうじ	□ にんちしょうとう こうれいしゃ ○認知症等の高齢者がリハビリパンツや
かいじょ	こうかん みまも こえ おこな パット交換を見守り声かけを 行 い、
じょうたい おこな	ひとり でき こうかん あとしまつ でき 一人で出来るだけ交換し後始末が出来
みまも とう	るように支援します。
元リクサ/	にんちしょう こうれいしゃ たい
	〇認知症の高齢者に対して、ヘルパーが こえ ゆうどう しょくじ すいぶんせっしゅ しぇん
	こえ ゆうどう しょくじ すいぶんせっしゅ しぇん 声かけと誘導で食事・水分摂取を支援
	します。
	〇入 浴、更衣等の見守り(必要に応じて
	*こな かいじょ てんとうょぼう こえ 行 う介助、転倒予防のための声かけ、
	きぶん かくにん 気分の確認などを含む。)を 行 います。
	いどう じ てんとう そば 〇移動時、転倒しないように側について
	ゅる 歩きます。(介護は必要時だけで、事故
	がないように常に見守る。)
	wh

じ自立生がある 表が 援のための見 まも てきえんじょ 守り的援助

- Oベッドの出入り時など自立を 促 すため こえ こえ こえ ちゅうしん ひっ の声かけ (声かけや見守り 中 心で必 要な時だけ介助) を 行 います。
- 〇ゴミの分別が分からない利用者と一緒 に分別をしてゴミ出しのルールを理解 してもらう又は思い出してもらうよう 援助する。
- 〇認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫の なか せいり おこな せいかつれき かんき うなが 中の整理を行い、生活歴の喚起を促し ます。
- 〇洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を 促 し、転倒 予防等のための見守り・声かけを 行 います。
- 〇利用者と一緒に手助け及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等。衣類の整理・被服の積しゅう。 表類の整理・被服の補修。掃除、整理整頓。調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。) を行います。

	はりつせいかつし自立生活支	○ 車 いす等での移動介助を 行って店
	えん 援のための見	に行き、利用者が自ら品物を選べる
	^{まも てきえんじょ} 守り的援助	よう援助します。
	 かいもの 買 物	りょうしゃ にちじょうせいかつ ひつよう ぶっぴん か 利用者の日常生活に必要な物品の買
44-++		^{もの おこな} い物を 行 います。
生活援	ちょうり 調理	りょうしゃ しょくじ ょうい おこな 利用者の食事の用意を 行 います。
援 ^{えんじょ}	^{そうじ} 掃除	りょうしゃ きょしつ そうじ せいりせいとん おこな 利用者の居室の掃除や整理整頓を行い
		ます。
	_{せんたく} 洗濯	りょうしゃ いるいとう せんたく おこな 利用者の衣類等の洗濯を 行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

いりょうこうい

- ①医療行為
- りょうしゃまた かぞく きんせん よちょきんつうちょう しょうしょ しょるい ②利用者又は家族の金銭、預貯金通 帳、証 書、書類など あず の預かり
- りょうしゃまた かぞく きんせん ぶっぴん いんしょく じゅじゅ ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受りょうしゃ どうきょかぞく たい ていきょう
- ④利用者の同居家族に対するサービス提供
- りょうしゃ にちじょうせいかつ はんい こ ⑤利用者の 日 常 生活の範囲を超えたサービス 提 供 おおそうじ にわそうじ (大掃除、庭掃除など)
- りょうしゃ きょたく いんしゅ きつえん いんしょく ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- たりょうしゃまた かぞくとう たい おこな しゅうきょうかつどう **⑧その他利用者又は家族等に対して 行 う** 宗 教 活動、 せいじかつどう えいりかつどう ためいわくこうい 政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を定 期要する場合)の目安 (1割負担の方)

くぶん しんたいかいご く**区分:身体介護**〉

サービス Tune suppose in the image is the image in the imag	ぷんいじょう 20分以上 ぷんみまん 30分未満		ぷんいじょう 30分以上 じかんみまん 1時間未満		じかんいじょう 1時間以上 じかん ぷん 1時間30分 みまん 未満	
サービス ていきょうじかんたい 提供時間帯	利用料料	利用者負担額	利用料料	利用者負担額	利用料料	利用者負担額
_{ひるま} 昼間	2,980円	298円	4,737円	474円	6,938円	694円
^{そうちょう} 早 朝・ ゃかん 夜間	3,736円	374円	5,915円	592円	8,673円	868円
しんや 深夜	4,481円	449円	7,105円	711円	10,408円	1,041円

くぶん せいかつえんじょ 〈**区分:生活援助**〉

サービス Tune super	20分.	みまん		いじょう ·以上
サービス Tいきょうじかんたい 提供時間帯	利用者負担額		利用料料	利用者負担額
_{ひるま} 昼間	2,190円	219円	2,691円	270円
^{そうちょう} 早 朝・ ゃかん 夜間	2,735円	274円	3,369円	337円
しんや 深夜	3,291円	330円	4,036円	^{えん} 404円

くぶん しんたいかいご ひ つづ せいかつえんじょ おこな ばあいく区分:身体介護に引き続き生活援助を 行 う場合〉

しんたいかいご ぷんいじょう ぷんみまん ばあい (身体介護20分以上30分未満の場合)

サービス Tいきょう 提供 じかんすう 時間数	ぷんいじょう 20分以上		^{ふんいじょう} 45分以上		^{ぷんいじょう} 70分以上	
サービス Tいきょうじかんたい 提供時間帯	利用料	利用者負担額	利用料料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
_{ひるま} 昼間	3,780円	378円	4,570円	457円	5,370円	537円
そうちょう 早 朝・ やかん 夜間	4,726円	473円	5,726円	573円	6,716円	672円
しんや 深夜	5,671円	568円	6,861円	687円	8,062円	807円

でいきょう 提供 じかんたいめい 時間帯名	^{そうちょう} 早朝	^{ひるま} 昼間	ゃゕん 夜間	L 4 や 深夜
	ごぜん じ	ごぜん じ	ご ご じ	ごごご
	午前6時	午前8時	午後6時	午後10時
じかんたい 時間帯	から	から	から	から
	^{ごぜん} じ	ご	ご	^{ごぜん} じ
	午前8時	午後6時	午後10時	午前6時
	まで	まで	まで	まで

- じょうきりょうきん かいごしょくいんとうしょぐうかいぜんかさん べっし ※上記料金には、介護職員等処遇改善加算I(別紙)は ふく 含まれていません。
- じょうきりょうきん とくていじぎょうしょかさん べっし ふく ※上記料金には、特定事業所加算Ⅱ(別紙)を含んでいます。
- ※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けらいなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者のどういえを得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ようかいごど また りようしゃ ばあい つういんとう ※要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための じょうしゃまた こうしゃ かいじょ ぜんご れんぞく 乗 車 又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の しょようじかん ぷんていどいじょう よう 所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体 かいご おこな ばあい しんたいかいご かいごほうしゅう さんてい 介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。 じょうしゃ かいじょ まえ れんぞく 例えば、乗 車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の こうい かいじょ はいせつかいじょ あと くるま 更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗 じどうしゃ いどうかいじょ くるま お <u>゚゚</u>゚介助し、゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゚゚゚゙゚ かいすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- はいる はいかいごと りょうしゃ つういんとう じょうしゃ 次要介護度が 1 から 5 の利用者であって、通院等のための乗車 また こうしゃ かいじょ ぜんご フは降車の介助の前後において、居宅における外出に直接 かんけい しんたいかいご れい にゅうよくかいじょ しょくじかいじょ ぷん 関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分

- **~1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合に**っうきん
 は、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない はあい じょうき かかわ りょうりょう ぜんがく しはら 場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいた だきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付します ので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行って下さい。

□ はけんきゅうふ ふてきせつ じれい たいおう ◇保険給付として不適切な事例への対応について

- - ちょくせつほんにん えんじょ がいとう こうい ①「直接本人の援助」に該当しない行為

しゅ かぞく りべん きょう こういまた かぞく おこな 主として家族の利便に 供 する行為又は家族が 行 うことが てきせつ はんだん こうい 適切であると判断される行為

- りょうしゃいがい かかわ せんたく ちょうり か もの ふとん ほ・利用者以外のものに 係 る洗濯、調理、買い物、布団干し しゅ りょうしゃ しょう きょしつとういがい そうじ
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- らいきゃく おうせつ ちゃ しょくじ てはいとう
- ・来 客 の応接 (お茶、食 事の手配等)
- じかょうしゃ せんしゃ せいそう とう ・自家用車の洗車、清掃 等

にちじょうせいかつ えんじょ がいとう ②「日常生活の援助」に該当しない行為

にちじょうせいかつ ほうもんかいごいん おこな 訪問介護員が 行 わなくても 日 常 生活を 営 むのに支障 こうい はんだん が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- はなき みず
- 花木の水やり
- いぬ さんぽとう ・犬の散歩等ペットの世話

か じ はんい 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- でんきき ぐとう いどう しゅうぜん ・家具・電気器具等の移動、 修 繕、模様替え
- ゆか ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- しつないがいか おく しゅうり
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- うえき せんていとう えんげい ・植木の剪定等の園芸
- てま
- ・正 月、節句等のために特別な手間をかけて 行 う調理等
- ほけんきゅうふ はんいがい きぼう (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、 きょたくかいごしえんじぎょうしゃ また しちょうそん れんらく 居宅介護支援事業 者は又は市町村に連絡した上で、ご希望 しちょうそん じっし けい どせいかつえんじょじぎょう はいしょく 内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食 せいかつしえん サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(N じゅうみんさんかがたふくし PO法人) などの住民参加型福祉サービス、ボランティア じょげん などの活用のための助言を 行 います。
- じょうき りよう (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけ ばあい べっとけいやく もと きぼう るサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護 ぜんがくじこふたん ほけんがい りようしゃ 保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサ かのう ビスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サ

ービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となる

きょたくかいごしえんじぎょうしゃ れんらく きょたくかいごしえんじぎょうしゃ れんらく きょたくかいご
ことから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービ
ス計画の変更の援助を行います。

た ひょう **4 その他の費用について**

		りょうしゃ きょたく つうじ 利用者の居宅が、通	まう じぎょう じっしちいき 常の事業の実施地域
		いがい ばあい うんえいきて 以外の場合、運営規	てい さだ もと 定の定めに基づき、
		こうつうひ じっぴ せいきゅう 交通費の実費を請 求	ō _
1	^{こうつうひ} 交通費	じどうしゃ しょうなお、自動車を使用し	
		がく の額となります。	
		つうじょう じぎょう じっしちし	
		_{かたみち} 片道3キロ	コメートル以上 200円
		サービスの利用をキュ	ばあい
		れんらく	じかん おう
		キャンセルの連絡を	いただいた時間に応
		じて、下記によりキ	ヤンセル 料 を請 求
		させていただきます。	
			キャンセル 料 は
2	キャンセル 料	th h h h h h h h h h h h h h h h h h h	^{ふょう} 不要です
		^{じかんまえ} 12 時間前 ま で に ご	1 提 供 当 た り の
		nhbbく ばあい 連絡の場合	りょうきん 料金の 50%を
			_{せいきゅう} 請 求 い たします
		_{じかんまえ} 12 時間前 ま で に ご	ていきょう ぁ 1 提 供 当 た り の
		^{れんらく} 連絡のない場合	りょうきん 料金の 100%を
			_{せいきゅう} 請 求 い たします

りょうしゃ びょうじょう きゅうへん きゅう にゅういんとう ばあい ※ただし、利用者の 病 状 の急 変 や 急 な 入 院 等の場合に りょう せいきゅう は、キャンセル 料 は請 求 いたしません。

③ サービス 提 供 に当り必 まう りょうしゃ きょたく しょう 要となる利用者の居宅で使用 でんき すいどう ひょう する電気、ガス、水道の費用

りょうしゃ きゃくさま べっとふたん 利用者(お客様)の別途負担 となります。

(4) 通院・外出介助における こうきょうこうつう きかんとう へルパーの公共交通機関等 の交通費

じっぴそうとう せいきゅう 実費相当を請求いたします。

ア 利用料利用者負担額 (介護保険を適用 する場合) 及びその他の費用の額はサービ ていきょう けいさん りょうつき ごうけい ス 提 供 ごとに計算し、利用月ごとの合計 金額により請 求 いたします。

ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供の都度お渡しするサービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の
うえ、請求月末までに、下記のいずれかの

はら 〈だ
方法によりお支払い下さい。

(ア) 郵便振替 (イ) 口座振替

げんきんしはら (**ウ**) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方はうしゅうしょとがあります。)

Lはらいかくにんの確認をしましたら、支払い方はの如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、 支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14 の以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

たんとう ほうもんかいごいん へんこう きぼう ばあい そうだんまどぐち 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口 について

 そうだんたんとうしゃしめい
 すぎもと か ょ こ

 ア 相談担当者氏名
 杉本佳代子

nhらくさきでんわばんごう イ 連絡先電話番号 06-6716-7077

どう ばんごう **同ファックス番号** 06-6716-7078

うけつけびおよ うけつけじかん ウ 受付日及び受付時間

月~金 午前9時~午後5時

7 サービスの提供にあたって

- (1)サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載さないよう ひほけんしゃしかく ようかいごにんてい う むおよ ようかいごにんてい れた内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所なるんこう ばあい すみ とうじぎょうしゃ し どに変更があった場合は、速やかに当事業者にお知らせください。
- りようしゃ ようかいごにんてい ばあい りようしゃ いし (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を とうがいしんせい おこな 踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を きょたくかいごしえん りようしゃ 行います。また、居宅介護支援が利用者に対して、行われて いない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護 にんてい こうしん しんせい おそ りようしゃ 認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護 にんてい ゆうこうきかん しゅうりょう にちまえ 認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、 ひつよう えんじょ おこな 必要な援助を 行 うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問かいごけいかく」が表します。なお、作成した「訪問が設計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス 提 供 は「訪問介護計画」に基づいて 行 います。な はうもんかいごけいかく りょうしゃとう しんしん じょうきょう いこう お、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の 状 況 や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や とうじぎょうしゃ おこな じっさい ていきょう 命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にありょうしゃ しんしん じょうきょう いこう じゅうぶん はいりょ たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を

^{おこな} 行います。

きゃくたい ぼうし **8 虐待の防止について**

じぎょうしゃ りょうしゃとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため つぎ かか ひつよう そ ち こう に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

*** (1) 虐 待 防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん 虐 待 防止に関する せきんしゃ 責任者

すぎもと かょこ 杉本 佳代子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

くじょうかいけつたいせい せいび

- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- じゅうぎょうしゃ たい ぎゃくたいぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。
- しんたいこうそくとう きんし **9 身体拘束等の禁止について**
 - ① サービスの提供に当たっては、利用者交は他の利用者の 生命交は身体を保護するため繁愛やむを得ない場合を除き、 身体的拘策その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体 拘策等」という。)を行いません。
 - ② やむを得ず身体拘策等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに繁急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
 - ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 算体摘葉等の適定化のための対策を検討する萎負会(テレビ電話装置等を活崩して行うことができるものとする。)を

定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知 徹底を図ります。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、資体拘策等の適正化のための協修を定期的に実施します。
- 10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族 いかか ひみっ ほ じ に関する秘密の保持に ついて

- ②事業者及び事業者の使用するものは、 ものはい下「従業者」という。)は、 者(以下「従業者」という。)は、 サービス提供をする上で知みる た利用者及びその家族の秘も た利用者及びその家族のもも たがとう リゆう なんしゃ にいさんしゃ に当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、
 ていきょうけいやく しゅうりょう
 サービス 提 供 契約が 終 了 し
 あと
 た後においても継続します。
- じぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ ぎょう む ④ 事業者は、従業者に、業務

たが得たが表においても、そのが必要を保持するためでは、そのがである期間及び従業者である期間及び従業者であるがであるがであるがであるがである。 でなった後においても、そのが必要を保持するべきないであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるがであるができまうけいできまった。 でなった後においても、そのが、ができまった。 でなった後においても、そのが、ができまった。

② 個人情報の保護に ついて

- じゅうぎょうしゃ りようしゃ あらかじ ① 従業者は、利用者から予め文 しょ どうい え かぎ 書で同意を得ない限り、サービス 担当者会議等において、利用者の こじんじょうほう もち 個人情報を用いません。また、 りようしゃ かぞく こじんじょうほう 利用者の家族の個人 情 報 につい あらかじ ぶんしょ どうい ても、 予 め文書で同意を得ない たんとうしゃかいぎとう 限り、サービス担当者会議等で りようしゃ かぞく こじんじょうほう もち 利用者の家族の個人 情 報 を用い ません。
- じぎょうしゃ かんり じょうほう
 ③ 事業者が管理する情報につい

りようしゃ もと ては、利用者の求めに応じてその ないよう かいじ 内容を開示することとし、開示の けっか じょうほう ていせい ついか **結果、情報の訂正、追加または** さくじょ もと ばあい 削除を求められた場合は、遅滞な ちょうさ おこな りようもくてき たっせい く調査を 行 い、利用目的の達成 ひつよう はんいない ていせいとう おこな に必要な範囲内で訂正等を行う かいじ さい ものとします。(開示に際して複写 ひつよう ばあい りようしゃ ´料´などが必要な場合は利用者の ふたん 負担となります。)

11 職場におけるハラスメントの防止について

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業まうむじょうひつよう かんけい を超えたものにより 従業者の業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針(別紙)に則りひのような措置を講じます。

きんきゅう じ たいおうほうほう 12 緊急時の対応方法について

せービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場が、たいつよう ばあい すみ しゅじ いし れんらく おこな合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が 予 め指定する連絡先にも連絡します。

しゅじい しめい しょぞくいりょうきかんめいとう しょざいち主治医:氏名、所属医療機関名等・所在地・

でんわばんごう きんむさきおよ けいたい電話番号(勤務先及び携帯)

O

かぞくとうれんらくさき しめいおよ ぞくがら じゅうしょ 家族等連絡先:氏名及び続柄、住所、

でんわばんごう じたく きんむさきおよ けいたい電話番号(自宅、勤務先及び携帯)

O

じ こ はっせい じ たいおうほうほう 13 事故発生時の対応方法について

りょうしゃ たい していほうもんかいご ていきょう じこ はっせい 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生しばあい しちょうそん りょうしゃ かぞく りょうしゃ かかわ きょたくかいごした場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支えんじぎょうしゃとう れんらく おこな ひつよう そち こう援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償す また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償す じて はっせい ばあい そんがいばいしょう すみ おこな べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 しちょうそん しちょうそんめい たんとうぶ かめい でんわばんごう 市町村:市町村名、担当部・課名、電話番号

0

いくのくほけんふくし 生野区保健福祉センター 地域保健福祉課

かいごほけんたんとう

介護保険担当

06-6715-9859

てんのうじくほけんふくし ちいきほけんふくしか 天王寺区保健福祉センター 地域保健福祉課

> かいごほけんたんとう **◇ = # /ワ //◇ +ロ - ***

介護保険担当

06-6774-9859

きょたくかいごしえんじぎょうしゃ じぎょうしょめい しょざいち居宅介護支援事業者:事業所名、所在地、

たんとうかいごしえんせんもんいんしめい でんわばんごう 担当介護支援専門員氏名、電話番号

0

じぎょうしゃ かき そんがいばいしょうほけん かにゅうなお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんかいしゃめい かぶしきがいしゃ そんがいほけん

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン

 ほけんめい
 ばいしょうせきにんほけん

 保険名
 賠 償 責 任保険

14 災害発生時のサービス提供について

地震や集中豪雨、台風、大雪等の自然災害が発生した場合、 地震や集中豪雨、台風、大雪等の自然災害が発生した場合、 でいきょう きゅうし おえん 訪問時間の遅延やサービス提供が休止となることがあります。 すのう かぎ 可能な限りご連絡を差し上げるよう努力いたしますが、被災 大況 や通信が麻痺した場合には、ご連絡ができない場合があることをご理解ください。

みぶんしょうけいこう ぎ む 15 **身分証携行義務**

ますもんかいごいん つね みぶんしょう けいこう しょかいほうもん じ およ 訪問介護員は、常に身分 証 を携行し、初回訪問時及び りょうしゃまた りょうしゃ かぞく ていじ もと とき 利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも みぶんしょう ていじ 身分証を提示します。

しんしん じょうきょう はあく 16 心身の状況の把握

きょたくかいごしぇんじぎょうしゃとう れんけい **居宅介護支援事業 者等との連携**

- していほうもんかいご ていきょう あ きょたくかいごしえんじぎょうしゃおよ (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及 ははないりょう な保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づきくせい ほうもんかいごけいかく うっ りょうしゃ どうい えき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得たうえ きょたくかいごしえんじぎょうしゃ すみ そうふ 上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供 けいやく しゅうりょう ばあい ないよう しる しょめん 契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

18 サービス提供の記録

- していほうもんかいご じっし ていきょうび ないよう (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容 まょ りょうりょうとう ていきょう しゅうりょうじ りょうしゃ かく 及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、 ひか りょうしゃ こうふ その控えを利用者に交付します。
- していほうもんかいご じっし ていきょう きろく おこな (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行う こととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- りょうしゃ じぎょうしゃ たい ほぞん ていきょうきろく (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録 えつらんおよ ふくしゃぶつ こうふ せいきゅう の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 業務継続計画の策定

がんせんしょう ひじょうさいがい はっせい じ りょうしゃ じぎょう けいぞくてき じっし 感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

ぎょうむけいぞくけいかく

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ていきてき ぎょうむけいぞくけいかく みなお およ へんこう おこな (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

- えいせいかんりとう 20 衛生管理等
- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康 状態について、必要

な管理を行います。

- していほうもんかいごじぎょうしょ せつびおよ びひんとう えいせいてき (2) 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的なかんり つと 管理に努めます。
- (3) 事業所内で感染症の発生の予防及びまん延を防ぐため、次のたいさく こう 対策を講じます。
 - ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する
 いいんかい ろく げつ いっかいいじょうかいさい
 委員会をおおむね六か月に一回以上開催します。
 - ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をじっします。

- していほうもんかいご ないよう みっ 21 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

 - ていきょうせきにんしゃ ほうもんかいごけいかく さくせい もの (1) サービス提供責任者 (訪問介護計画を作成する者) し めい 氏 名

^{れんらくさき な はな} (**連絡先:菜の花ヘルパーステーション** 06-6716-7077)

ていきょうょてい していほうもんかいご ないよう りょうりょう りょうしゃふたん (2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担 がく かいごほけん てきょう ばあい 額(介護保険を適用する場合)

曜らり	ほうもん 訪問 じかんたい 時間帯	サービス くぶ分・ 区分・ 種類	サービス ^{ないよう} 内容	かい ご ほけん 介護保険 できょう 適用の う有無	利用料	利用者負担額
げつ 月						
火						
_{すい} 水						
*< 木						
きん 金 土						
<u>ځ</u>						
にち 日						
1 週	しゅうあた りょうりょう りょうしゃふたんがく みっ 1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)					
	ごうけいがく 合計額					えん 円

(3) その他の費用

こうつうひ う む ① 交通費の有無	あり・なし べつ きさい (有・無の別を記載)
	ていきょう かいあた えん サービス 提 供 1 回 当 り 円
②キャンセル 料	じゅうょうじこうせつめいしょ きさい 重要事項説明書4一②記載のとおり
	です。
③サービス 提 供に当	
り必要となる利用者	じゅうょうじこうせつめいしょ 重要事項説明書4一③記載のとおり
の居宅で使用する電	です。
き すいどう ひょう 気、ガス、水道の費用	

(4) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護 はあい た ひょう ごうけい めゃす 保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

しはら がく	めやす	えん
お支払い額の)目安	円
		' '

- ※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。
 じっさい
 実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用 状 況
 などにより変動します。
- ※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

- でいきょう かん そうだん くじょう 22 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
- (下表に示す【事業者の窓口】のとおり)
- - りょうしゃ そうだんまた くじょう たい じょうせつ まどぐち 1. 利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口 れんらくさき たんとうしゃ せっち (連絡先)、担当者の設置
 - そうだん くじょう かん じょうせつ まどぐち せっち そうだん O相談および苦情に関する常設の窓口を設置し、相談 たんとうしゃ もう 担当者を設けている。
 - 〇相談および苦情の内容について、「相談苦情対応シート」 を作成している。
 - ○担当者が不在の時、誰もが対応可能で確実に担当者に 引き継ぐ体制を敷いている。
 - - 〇苦情や相談があった場合は、利用者状況 把握のため ひつょう おう ほうもん じっし き と じじょうかくにん おこな 必要に応じ訪問を実施、聞き取り事情確認を行う。
 - かんりしゃ ほうもんかいごいん じじっかくにん かくにん おこな 〇管理者は訪問介護員に事実確認の確認を行う。
 - ですだんたんとうしゃ じょうきょうじじっ ぶんせきけんとう ○相談担当者は、状況事実をスタッフとともに分析検討 まこな じか たいおう けってい を行い、時価の対応を決定する。
 - つ対応内容に基づき、関係者への連絡調整を行うととも りょうしゃ たいおうほうほう ひつよう じかん ふく けっかほうこく に、利用者へ対応方法や必要な時間を含めた結果報告を 当までに連絡する。

くじょうもうしたて まどぐち (2) **苦情申立の窓口**

じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】	しょさいち おおさかしい くのくかつやまきた
^{な はな} 菜 の花	一丁目9番7号
ヘルパーステーション	電話番号 06-6716-7077
すぎもと かよこ	ファックス番号 06-6716-7078
	受付時間 9時~17時
しちょうそん まどぐち 【市町村の窓口】	所在地 大阪市生野区勝山 南
いくのくほけんふくし 生野区保健福祉センター	3-1-19 でんわばんごう
ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課	電話番号 06-6715-9859
かいごほけんたんとう	ファックス番号 06-6717-1160
介護保険担当 ————————————————————————————————————	受付時間 9時~17時30分
しちょうそん まどぐち 【市町村の窓口】	所在地 大阪市天王寺区
てんのうじくほけんふくし 天王寺区保健福祉センター	真法院町 20-33
ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課	電話番号 06-6774-9859
かいごほけんたんとう 介護保険担当	ファックス番号 06-6772-4904
	受付時間 9時~17時30分
************************************	所在地 大阪市中央区船場中央
************************************	3-1-7-331 でんわばんごう
こうれいし さくぶかいごほけんか 高齢施策部介護保険課	電話番号 06-6241-6310
してい しどう (指定・指導グループ)	ファックス番号 06-6241-6608
	受付時間 9時~17時30分
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】	所在地 大阪市中央区常磐町
おおさかふこくみんけんこうほけんだんたい 大阪府国民健康保険団体	1-3-8 ちゅうおうおおどお えふえぬ ない
nhu janu 連合会	中央大通りFNビル内
	電話番号 06-6949-5309
	受付時間 9時~17時

23 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

_{じっし} う to 実施の有無	有	•	
じっし ちょっきん ねんがっぴ 実施した 直 近の年月日	_{ねん} 年	がっ 月	にち 日
じっし ひょうかきかん めいしょう 実施した評価機関の名 称			
ひょうかけっか かいじじょうきょう 評価結果の開示 状 況			

24 この重要事項説明書の概要等については、当該事務所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事務所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表します。

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の	ねん	が <u>つ</u>	にち
せつめいねんがっぴ 説明年月日	年	月	B

じょうきないよう 上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の じんいん せつびおよ うんえい かん きじゅん へいせい ねんおおさかしじょうれいだい 人員、設備及び運営に関する基準(平成25年大阪市条例第26 ごう きてい もと りょうしゃ せつめい おこな 号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	しょ ざい ち 所 在 地	## state in the
事業者	はん 名 が 名 が 名 が 表 しょ 者 と が 名 で 表 が ままままままままままままままままままままままままままままままままま	いりょうほうじん な はなかい 医療法人 菜の花会 りじちょう やまでら しんいち 理事長 山寺 慎一 印 な の花へルパーステーション
	説明者氏名	印

じょうき ないよう せつめい じぎょうしゃ たし う上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

りょうしゃ利用者	じゅうしょ 住 所 しめい 氏名		いん 印
上記	署名は(続柄:)が代筆しました。

だいりにん 代理人	じゅうしょ 住 所	
	しめい 氏名	いん FD